

当座預金

令和3年4月現在

1. 商品名（愛称）	・当座預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) （1）預入(受入)方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・小切手または手形による払出しに限定
6. 利息	・無利息
7. 税金	
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0258-37-5430）にお申し出ください。・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけません。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">・当座預金（当座勘定）の開設に際しては、当金庫の基準に基づき審査いたします。・預金保険制度の付保対象預金ですが、お利息の付かない決済性預金として、全額保護されます。

長岡信用金庫